

「手話言語条例」 「障害者情報コミュニケーション促進条例」 ができました!

箕面市では、障害のある人もない人も、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、
「手話言語条例」及び「障害者情報コミュニケーション促進条例」を制定しました。

「手話言語条例」とは

手話は単なるコミュニケーション手段ではなく、独自の言語であることをふまえ、手話に対する市民の理解を深め、あらゆる機会に手話を使ってコミュニケーションをとることができるまちづくりをめざし、市の考えや取組、市民や事業者の役割を定めたものです。

手話ってなあに?

手話は、耳の聞こえない人(ろう者など)が、話をするときに使うことばです。
日本語や英語と同じように、手話も、独自の文法体系を持つ言語(ことば)です。

「障害者情報コミュニケーション促進条例」とは

自分の障害に合った手段で、情報を入手したり、コミュニケーションをとることができるまちづくりをめざし、市の考えや取組、市民や事業者の役割を定めたものです。

知ってほしいこと

私たちの周りでは、さまざまな障害のあるかが生活しています。
コミュニケーションの方法を少し工夫するだけで、多くのことを話したり、助け合ったりすることができます。

聴覚障害のある人

- 手話、要約筆記、メール、音声文字変換アプリなど
- 筆談や、スマホに打った文字を見せ合う
- マスクは外して、目を見ながら話す



視覚障害のある人

- 点字、音訳、代筆、代読など
- なるべく正面から声をかける
- 「コンビニは、3時の方向に約200メートルです」など、説明は具体的に



理解力や記憶力に 障害のある人

- 具体的な言葉で、ゆっくり簡潔に話す
- 地図や写真、イラストを交えて説明する



障害のあるかたとのコミュニケーションに役立つ講座(手話や要約筆記、音訳など)やサークル活動があります。
興味のあるかたはお問い合わせください。

条例について、詳しくは市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

問い合わせ

箕面市健康福祉部障害福祉室

電話番号072・727・9506 ファクス072・727・3539

